

## 原告 95

### 1 認定事実

原告 95 は、昭和 23 年に大阪市で出生し、現在は社団法人大阪市人権協会の理事長を務めている。

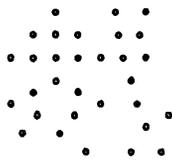
原告 95 の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の大阪府の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

原告 95 は、本件人物一覧の「大阪市同和事業促進協議会 40 周年記念事業実行委員会のメンバー一覧」の欄に氏名、役職名及び勤務先（役職を含む）を掲載された。

(甲 229, 344)

### 2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告 95 は、その現住所及び現本籍が本件地域にある。そして、証拠（乙 387）によっても、原告 95 が原告解放同盟に所属していたり、本件地域に現住所又は現本籍があったりすることがインターネット上に掲載されているとは認められない。そして、他に原告 95 の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「大阪府」の欄の公表により、原告 95 のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (2) 上記認定によれば、原告 95 は、本件人物一覧に原告解放同盟と関連する前記 1 認定の団体における役職名及び勤務先を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (3) 前記(1), (2)の違法なプライバシー侵害により、原告 95 の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、3万5000円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は3500円と認めるのが相当である。



## 原告 96

欠番

## 原告 97

### 1 認定事実

原告 97 は、昭和 38 年に大阪府で出生した。

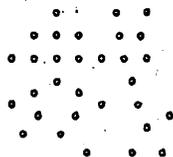
原告 97 の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の大阪府の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

原告 97 は、本件人物一覧の「部落解放同盟大阪府連合会役員」の欄に氏名及び役職名（事務局）を掲載された。

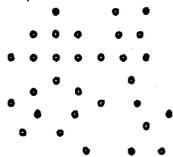
（甲 157, 344）

### 2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告 97 は、その現住所及び現本籍が本件地域にある。他方、証拠（乙 388）によれば、原告 97 は自らが原告解放同盟に所属している事実を明らかにして、原告解放同盟の関係者以外の者も対象とした講演活動を少なくとも 1 回行い、その活動がインターネット上に掲載されたと認められるが、講師として多数の人名とその肩書が羅列されているにすぎないなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告 97 の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「大阪府」の欄の公表により、原告 97 のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (2) 上記認定によれば、原告 97 は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (3) 前記(1)、(2)の違法なプライバシー侵害により、原告 97 の被った精神的苦痛



を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告97が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると2万円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は2000円と認めるのが相当である。



## 原告 98

### 1 認定事実

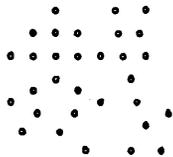
原告 98 は、昭和 36 年に大阪市で出生し、現在は住吉人権協会の事務局長などを務めていた。

原告 98 の現本籍は、本件地域一覧の大阪府の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

(甲 230, 344)

### 2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告 98 は、その現本籍が本件地域にある。他方、証拠(乙 457)によれば、原告 98 は平成 17 年度に開催された部落解放・人権大学講座に助言者として関与しており、そのことがインターネット上に掲載されたことが認められるが、講師又は助言者として多数の人名とその肩書が羅列されているにすぎないなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告 98 の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「大阪府」の欄の公表により、原告 98 のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (2) 原告 98 は、本件人物一覧に自らに関する情報を公開されたとは主張していないため、プライバシーが侵害されたとは認められない。
- (3) 前記(1)の違法なプライバシー侵害により、原告 98 の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告 98 が部落解放運動に参加していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると 1 万円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は 1000 円と認めるのが相当である。



## 原告 99

### 1 認定事実

原告 99 は、昭和 40 年代後半に大阪府で出生した。

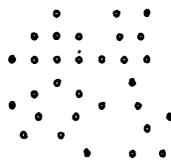
原告 99 の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の大阪府の欄にある特定の地域における「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

原告 99 は、本件人物一覧の「部落解放同盟大阪府連合会役員」の欄に氏名及び役職名を掲載された。

(甲 155, 344)

### 2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告 99 は、その現住所及び現本籍が本件地域にあるので、本件地域一覧の「大阪府」の欄の公表により、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (2) 上記認定によれば、原告 99 は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (3) 前記(1), (2)の違法なプライバシー侵害により、原告 99 の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、3 万円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は 3000 円と認めるのが相当である。



## 原告100

### 1 認定事実

原告100は、現在原告解放同盟の支部役員を務めている。

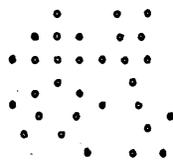
原告100の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の大阪府の欄にある特定の地域における「部落所在地」及び「現在地」欄に記載されている。

原告100は、本件人物一覧の「大阪市同和事業促進協議会40周年記念事業実行委員会のメンバー一覧」の欄に氏名、住所、電話番号及び勤務先（役職を含む）を掲載された。

(甲137, 344)

### 2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告100は、その現住所及び現本籍が本件地域にある。そして、証拠（乙333, 611, 620）によっても、原告100が原告解放同盟に所属していることや、本件地域に現本籍又は現住所があることについて、インターネット上に掲載されるなど、広く一般に知られているとは認められない。したがって、本件地域一覧の「大阪府」の欄の公表により、原告100のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (2) 上記認定によれば、原告100は、本件人物一覧に原告解放同盟と関連する前記1認定の団体に所属していること、住所、電話番号及び勤務先を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (3) 前記(1), (2)の違法なプライバシー侵害により、原告100の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、4万円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は4000円と認めるのが相当である。



## 原告101

### 1 認定事実

原告101は、昭和28年に大阪府羽曳野市で出生した。

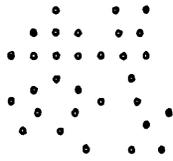
原告101の現本籍は、本件地域一覧の大阪府の欄にある特定の地域における「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

原告101は、本件人物一覧の「部落解放同盟大阪府連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）及び電話番号を掲載された。

(甲118, 344)

### 2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告101は、その現本籍が本件地域にある。そして、被告らが指摘する証拠（乙303から305まで、307）によっても、原告101が原告解放同盟に所属していることやその現本籍が本件地域にあることがインターネット上に掲載されているとは認められない。したがって、本件地域一覧の「大阪府」の欄の公表により、原告101のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (2) 上記認定によれば、原告101は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名及び電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (3) 前記(1), (2)の違法なプライバシー侵害により、原告101の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は3万5000円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は3500円と認めるのが相当である。



## 原告102

### 1 認定事実

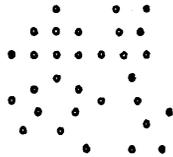
原告102は、昭和16年に中国で出生した。

原告102の過去住所は、本件地域一覧の大阪府の欄にある特定の地域における「部落名」欄に記載されている。

(甲231, 344)

### 2 判断

- (1) 原告102の現住所又は現本籍が本件地域にあることを認めるに足りる証拠はないので、本件地域一覧の公開によりプライバシーが侵害されたとは認められない。
- (2) 原告102は、本件人物一覧に自らに関する情報を公開されたとは主張していないから、プライバシーが侵害されたとは認められない。



## 原告103

### 1 認定事実

原告103は、昭和17年に大阪市で出生した。

原告103の現本籍は、本件地域一覧の大阪府の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

原告103は、本件人物一覧の「部落解放同盟大阪府連合会役員」の「関連機関」の欄に氏名、住所（ただし誤っているもの）、電話番号及び勤務先（役職を含む）を掲載された。

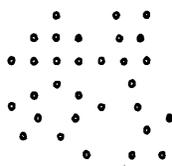
(甲232, 344)

### 2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告103は、その現本籍が本件地域にある。そして、被告らが指摘する証拠（乙459）によっても、原告103が原告解放同盟に所属していることやその現本籍が本件地域にあることが広く一般に知られているとは認められない。したがって、本件地域一覧の「大阪府」の欄の公表により、原告103のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (2) 上記認定によれば、原告103は、本件人物一覧に原告解放同盟に所属していること、電話番号及び勤務先を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (3) 前記(1)、(2)の違法なプライバシー侵害により、原告103の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、3万5000円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は3500円と認めるのが相当である。

## 原告104

欠番



## 原告105

### 1 認定事実

原告105は、昭和40年に大阪府東大阪市で出生し、現在は原告解放同盟の東大阪市内にある支部の支部長を務めている。

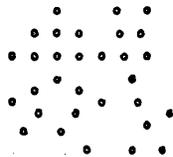
原告105の前住所は、本件地域一覧の大阪府の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

原告105は、本件人物一覧の「部落解放同盟大阪府連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）、電話番号、生年月日、議員であること及び従妹の名前を掲載された。

(甲138, 344)

### 2 判断

- (1) 原告105の現住所又は現本籍が本件地域にあることを認めるに足りる証拠はないので、本件地域一覧の公表によりプライバシーが侵害されたとは認められない。
- (2) 上記認定によれば、原告105は、本件人物一覧に電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたと認められる。一方、証拠(乙335, 336)によれば、原告105が東大阪市議会議員を務めていること、原告解放同盟に所属していること及びその役職名、生年月日並びに従妹の氏名は、いずれもウィキペディア(インターネット上の百科事典。以下同じ。)に掲載されていることが認められ、既に一般に広く知られていると推認されるから、プライバシーが侵害されたとは認められない。
- (3) 前記(2)の違法なプライバシー侵害により、原告105の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、5000円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は500円と認めるのが相当である。



## 原告106

### 1 認定事実

原告106は、昭和27年に大阪府で出生し、原告解放同盟大阪府連合会本部役員、加島支部長などを務めた。

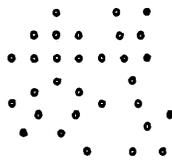
原告106の前住所は、本件地域一覧の大阪府の欄にある特定の地域における「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

原告106は、本件人物一覧の「部落解放同盟大阪府連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）及び電話番号を掲載された。

(甲233, 344)

### 2 判断

- (1) 原告106の現住所又は現本籍が本件地域にあることを認めるに足りる証拠はないので、本件地域一覧の公表により、プライバシーが侵害されたとは認められない。
- (2) 上記認定によれば、原告106は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名及び電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。これに対し、証拠(乙460)によれば、原告106が原告解放同盟に所属していることはインターネット上に掲載されていることが認められるが、第三者が開設するブログの特定の日の記述として掲載されていることなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められないから、上記の認定判断を左右するものではない。
- (3) 前記(2)の違法なプライバシー侵害により、原告106の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告106が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると1万5000円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は1500円と認めるのが相当である。



## 原告107

### 1 認定事実

原告107は、昭和31年に大阪府箕面市で出生した。

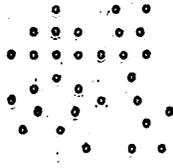
原告107の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の大阪府の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

原告107は、本件人物一覧の「部落解放同盟大阪府連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所及び電話番号を掲載された。

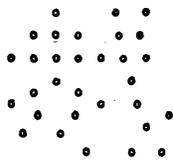
(甲158, 344)

### 2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告107は、その現住所及び現本籍が本件地域にある。他方、証拠(乙389)によれば、原告107が原告解放同盟に所属していることはインターネット上に掲載されていることが認められるが、ホームページの下部の階層に掲載されているなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告107の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「大阪府」の欄の公表により、原告107のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (2) 上記認定によれば、原告107は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名、住所及び電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (3) 前記(1)、(2)の違法なプライバシー侵害により、原告107の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告107が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると3万円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用



は3000円と認めるのが相当である。



## 原告108

### 1 認定事実

原告108は、昭和28年に大阪府池田市で出生し、現在は原告解放同盟池田支部代表を務めている。

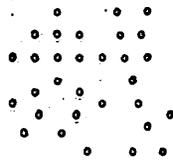
原告108の戸籍謄本に従前戸籍として記載のある地名は、本件地域一覧の大阪府の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

原告108は、本件人物一覧の「部落解放同盟大阪府連合会役員」の欄に氏名、役職名、出生地の町名、父親の名前、生年、出身高校及びフェイスブックのURLを掲載された。

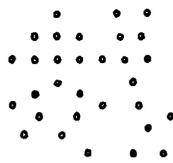
(甲234, 344)

### 2 判断

- (1) 原告108の現住所又は現本籍が本件地域にあることを認めるに足りる証拠はないので、本件地域一覧の公表により、原告108のプライバシーが侵害されたとは認められない。
- (2) 上記認定によれば、原告108は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名及び出身高校を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。一方、出生地の町名及び原告108の父親に関する情報は、原告108にとって直ちに他人にみだりに知られたくない私的な事柄であるとは認められない。これに対し、証拠(乙461)によれば、原告108が原告解放同盟に所属していることはインターネット上に掲載されていることが認められるが、平成2年10月に第三者によって刊行されたミニコミ的なコラムの一部に掲載されているにすぎないなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められないから、上記の認定判断を左右するものではない。
- (3) 前記(2)の違法なプライバシー侵害により、原告108の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告108が原告解放同盟に所属しているこ



とが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると1万5000円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は1500円と認めるのが相当である。



## 原告109

### 1 認定事実

原告109は、昭和29年に大阪府で出生した。

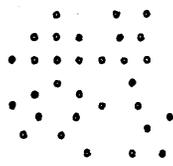
原告109の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の大阪府の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

原告109は、本件人物一覧の「部落解放同盟大阪府連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所及び電話番号を掲載された。

(甲119, 344)

### 2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告109は、その現住所及び現本籍が本件地域にある。しかし、証拠(乙306, 622)によれば、自らが同和地区の出身であり、部落解放運動に参加していることを明らかにした原告109のインタビュー記事がインターネット上に掲載されていることが認められ、その掲載の態様に照らすと、原告109自身がその掲載を承諾していたと推認される。そうすると、原告109は、現本籍及び現住所が本件地域にあることを自ら公表していたものとみるほかなく、本件地域一覧の公表によりプライバシーが侵害されたとは認められない。
- (2) 上記認定によれば、原告109は本件人物一覧に住所及び電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたと認められる。一方、原告解放同盟における役職については、前記(1)に説示したところによれば、本件地域一覧の公開により、プライバシーが侵害されたとは認められない。
- (3) 前記(2)の違法なプライバシー侵害により、原告109の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、1万円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は1000円と認めるのが相当である。



## 原告110

### 1 認定事実

原告110は、昭和36年に大阪府で出生し、現在は原告解放同盟大阪府連合会役員を務めている。

原告110の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の大阪府の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

原告110は、本件人物一覧の「部落解放同盟大阪府連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所及び電話番号を掲載された。

(甲139, 344)

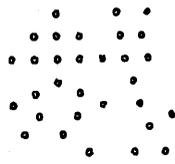
### 2 判断

(1) 上記認定によれば、原告110は、その現住所及び現本籍が本件地域にある。

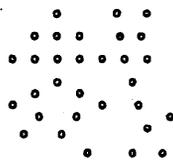
他方、証拠(乙337, 388, 466)によれば、原告110は自らが原告解放同盟に所属している事実を明らかにして、原告解放同盟の関係者以外の者も対象とした講演活動を少なくとも1回行い、その活動がインターネット上に掲載されたと認められるが、講師ないし助言者として多数の人名とその肩書が羅列されているにすぎないなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告110の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「大阪府」の欄の公表により、原告110のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。

(2) 上記認定によれば、原告110は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名、住所及び電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。

(3) 前記(1)、(2)の違法なプライバシー侵害により、原告110の被った精神的苦



痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告110が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると3万円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は3000円と認めるのが相当である。



## 原告 1 1 1

### 1 認定事実

原告 1 1 1 は、昭和 3 1 年に大阪市西成区で出生した。

原告 1 1 1 は、本件人物一覧の「部落解放同盟大阪府連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）及び電話番号（ただし誤っているもの）を掲載された。

(甲 1 5 6)

### 2 判断

- (1) 原告 1 1 1 の現住所又は現本籍が本件地域にあることを認めるに足りる証拠はないので、本件地域一覧の公表により原告 1 1 1 のプライバシーが侵害されたとは認められない。
- (2) 上記認定によれば、原告 1 1 1 は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。これに対し、証拠（乙 3 8 7, 3 8 8）によれば、原告 1 1 1 は自らが原告解放同盟に所属している事実を明らかにして、原告解放同盟の関係者以外の者も対象とした講演活動を少なくとも 1 回行い、その活動がインターネット上に掲載されたと認められるが、ホームページの下部の階層に掲載されているなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められないから、上記の認定判断を左右するものではない。
- (3) 前記(2)の違法なプライバシー侵害により、原告 1 1 1 の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告 1 1 1 が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると 1 万円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は 1 0 0 0 円と認めるのが相当である。